

(平成20年10月20日付け統計委員会報告より作成)

別表 基本計画における取組の方向性に沿って今後5年間に講ずべき具体的施策(厚生労働省関連部分抜粋)

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

ページ	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
5	「毎月勤労統計調査」の5～29人事業所の調査において、標本替えを工夫することで、所定内給与等の断層をなくすための取組を検討する。	厚生労働省	平成25年度末までに結論を得る。
5	「毎月勤労統計調査」の離職事由を「解雇、退職」、「転勤等」に分離すること等により、企業を退職した人の比率を把握する工夫を検討する。また、「毎月勤労統計調査」で退職金を調査することを検討する。	厚生労働省	平成25年度末までに結論を得る。
6	「社会保障給付費」について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準(SNA、ESSPROS、SOCX、SHAなど)に基づく統計との整合性の向上について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
7	医療費に関する統計の体系的整備、国際比較性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロで捉える統計(OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計)を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
11	女性の就業(就職・離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等の関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、 厚生労働省	原則として平成21年中に(ただし、周期調査については、平成21年以降に到来する調査の企画時期(調査計画の承認申請を行う時期を指す。以下同じ。)までとする。)結論を得る。
12	「人口動態統計」における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。
12	「国民生活基礎調査」の所得票・貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。	厚生労働省	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。
13	「国民生活基礎調査」で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。	厚生労働省	平成23年中に結論を得る。
15	「人口動態統計」における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。
16	実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯サイドの雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。	総務省、 厚生労働省	原則として平成21年中に(ただし、周期調査については、平成23年以降に到来する調査の企画時期までとする。)結論を得る。
16	「雇用動向調査」等を元にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。	厚生労働省	平成24年末までに実施する。
16	経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、「毎月勤労統計調査」や「賃金構造基本統計調査」と、「工業統計表」等とのリンケージを図るため、共通キーを持たせること等によって、employee-employerデータを整備する。	厚生労働省	ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。

16	平成22年を目途に、非正規雇用の実情を、少なくとも年に一度以上の頻度で継続的に把握する統計調査を毎年実施する。	厚生労働省	平成22年を目途に実施する。
16	総務省と協力して、地域別労働市場の政策立案と評価が可能となるような失業率指標の作成について、『雇用保険事業月報』に掲載の都道府県別(あるいは公共職業安定所管内別)の雇用保険被保険者数と受給者実人数を「就業構造基本調査」あるいは「労働力調査」の情報で補正して作成することを検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討する。
17	関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計情報の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省、 総務省	平成21年度から検討する。
17	「医療施設調査」及び「患者調査」について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録等の活用可能性について検討する。	厚生労働省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。